

総合計画審議会の運営について

■設置根拠

- ・ 白河市総合計画審議会条例（別紙 1-1）

■役割

- ・ 総合計画の策定について市長より諮問を受け、総合計画の基本構想及び基本計画の案について市長に答申する。

■構成

- ・ 学識経験者、公共的団体等の代表者及び公募市民の15人で構成する。（別紙 1-2）

■運営・進め方

- ・ 審議会は原則公開とする。（別紙 1-3）
- ・ 地方自治体を取り巻く社会経済情勢の変化や白河市の現状、市民意識の動向など、総合計画の策定に関する情報を共有しながら、基本構想案の段階から審議を行い、最終的に市長へ平成25年2月を目途に答申する。

■審議会の開催概要（予定）

会議	開催期日	開催内容
第1回 総合計画審議会	平成24年 9月12日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の諮問 ・ 審議会の運営 ・ 策定方針及び基礎調査結果の報告 ・ 基本構想案の審議
第2回 総合計画審議会	平成24年 10月29日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想修正案の審議 ・ 基本計画骨子案の審議
第3回 総合計画審議会	平成24年 12月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画素案の審議
第4回 総合計画審議会	平成25年 2月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画修正案の審議 ・ 計画策定の答申案

※市長への答申は別途設定する。（会長及び副会長で対応予定）

白河市総合計画審議会条例

平成18年3月29日

条例第1号

(設置)

第1条 市の総合的かつ計画的な行政の運営に資するため、白河市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び公共的団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る事務が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(別紙1-2)

白河市総合計画審議会委員名簿

(五十音順)

No	氏名	所属団体等
1	うすい そうきち 薄井 惣吉	白河農業協同組合 代表理事専務
2	かくた ちえこ 角田 千恵子	公募
3	かわぐち さとし 川口 敏	公募
4	きみしま まさのぶ 君島 正信	白河市消防団 分団長
5	こんの としこ 今野 登志子	白河市生涯学習推進会議 委員
6	さかい かつゆき 酒井 勝行	白河地域再生可能エネルギー推進協議会 常任幹事
7	すえ しゅんいち 諏江 俊一	特定非営利活動法人しらかわ建築サポートセンター 理事
8	せき もとゆき 関 元行	社団法人白河医師会 会長
9	せと やすお 瀬戸 安夫	特定非営利活動法人カルチャーネットワーク 事務局長
10	たかのす えり 鷹栖 恵里	公募
11	とくだ よしえ 徳田 芳江	白河市交通安全母の会連絡協議会 会長
12	なかじま ひろし 中島 洋志	白河商工会議所青年部 副会長
13	みどりかわとしえい 緑川 利衛	社会福祉法人白河市社会福祉協議会 副会長
14	やまかわ みつお 山川 充夫	国立大学法人福島大学 学長特別補佐・経済経営学類教授
15	わたなべしろう 渡辺 史郎	特定非営利活動法人白河ふるさと回帰支援センター 理事・事務局長

白河市総合計画審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順に行いますが、傍聴席に限りがありますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- (ア) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (イ) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (ウ) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (エ) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (オ) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (カ) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、白河市総合計画審議会会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (キ) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。御不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、または緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。